



「快適な都市づくり」のための 下水道の役割

下水道は、衛生的で快適な生活環境に役立っているとともに、浸水被害の発生を防いでいます。

問 市・上下水道課 TEL 42-2049

下水道事業受益者負担金について

●「受益者負担金制度」

公共下水道の建設には、膨大な費用と長い年月が必要です。

下水道の建設費の全額を公費でまかなうことは、下水道を利用できない方も負担することとなり、公平ではありません。この観点から、下水道の整備によって利益を受ける方に建設費の一部を負担してもらう制度があり、その負担金を「受益者負担金」と呼びます。

（都市計画法第75条・留萌市受益者負担金制度）

●負担金の対象となる土地

市では、下水道が使用できるようになる地域を、「賦課（租税などを割り当てて負担してもらうこと）対象区域」として告示します。そして、区域内の土地保有者には、申請書を送付して土地の地番や地積、受益者名などを申告していただきます。

その申告書に基づき、各受益者の負担金額が決定します。なお、申告がない場合は、公簿に基づいて負担金額を決定します。

●負担金の額

受益者に負担していただく負担金は、1㎡当たりの単位負担金額510円（単位負担金額）に面積を乗じた額です。

受益者負担金Ⅱ510円×所有面積（㎡）

前納報償金制度

受益者負担金を2年以上まとめて前納しますと、総額に対して2年分で約1%、3年分で約3%、4年分で約7%、5年分で約12%の割合で前納報償金が支給されます。（個人が所有する土地に限ります。）

事例

330㎡（約100坪）の土地の場合
負担金の5年分の総額は
330㎡×510円＝168,300円（10円未満切捨て）
報償金は、総額に対する割合を乗じた額ですから
5年分全額を納付された場合
168,300円×約12%＝20,190円（10円未満切捨て）

この報償金の対象となる納付期限は、各年度の第1期（7月31日まで）の納期限内です。

自己資金の方は補助金制度が受けられます

市では、できるだけ早く水洗トイレへの改造工事や生活排水を、公共下水道に接続する工事をしていただくために、補助金制度を設けています。

●補助対象者

全額自己資金により水洗トイレの改造等工事や排水を公共下水道に接続する（排水設備）工事を行う個人で、居住用住宅（新築を除く）の所有者又は、その所有者の同意を得た使用者で、次の要件を備えている方。

- ① 処理開始の日から1年以内に汲み取りトイレを水洗トイレに改造し、同時に排水設備の設置工事を完了させること。
- ② 市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

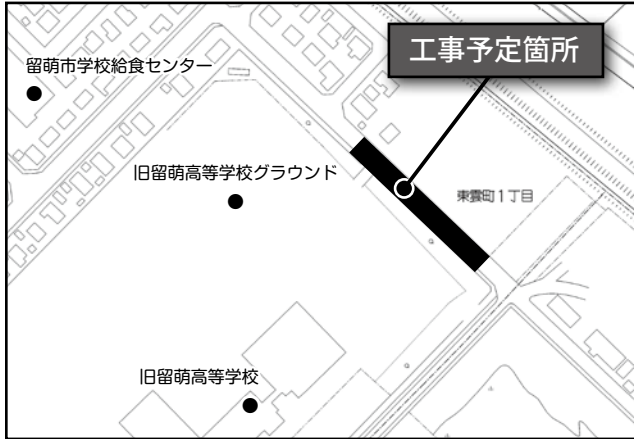
●補助金の額

- ① 汲み取りトイレ及び排水設備の改造を同時に行ったとき 43,000円
- ② 浄化槽から公共下水道に切り替えたとき 13,000円

●補助金の申請手続き、補助金の交付

市への申請手続きは、指定工事店にご相談ください。補助金は、工事完了後申請者の銀行口座に振り込まれます。

「下水道污水管整備工事」にご協力を！



▼令和5年度の工事予定箇所は、「東雲町1丁目」・「明元町4丁目」の一部となります。（上記地図参照）
 工事期間中は、工事に伴う騒音などで近隣住民の皆さんにご迷惑を掛ける場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 融資あっせん制度をご利用ください

市では、できるだけ早く皆さんに、水洗トイレへの改造工事と排水設備の設置をしていただくため、工事資金融資あっせんを無利子で行っています。

●融資あっせん対象者

個人が所有する居住用住宅（店舗併用住宅等の住居部分含む）又は、その所有者の同意を得た使用者で、市に住所を有し、次の要件を備えている方。

- ①所有者又は使用者が法人でないこと及び新築住宅でないこと。
- ②自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること。
- ③市税、受益者負担金の滞納がないこと。
- ④融資金の償還能力があること。
- ⑤市内居住の連帯保証人があること。
 （上記③④の要件を備えている方）

●融資の額

- ①汲み取りトイレの改造及び排水設備の設置を同時に行うとき
 便器1基のとき 58万円以内（便器2基のときは、相談してください。）
- ②浄化槽から公共下水道に切り替えるとき 1件につき 26万円以内

●利子

市が全額負担します。

●償還

償還方法は、元金均等の60か月以内の月賦償還となります。

例) 58万円を60回で支払う場合。

第1回目 13,600円 第2回目以降 9,600円

融資金の借入契約等については、借受人が直接金融機関と行っていただきます。

返済は、借受人の預金口座から自動振替の方法により行うこととなります。

●令和5年度 留萌市排水設備指定工事店

所在地	指定工事店名	電話番号
留萌市	株式会社熱源	42-3081
	株式会社ハチ口	42-3311
	株式会社不二水道	42-1955
	ナリタ設備	49-2355
	北興機械株式会社	42-3615
	株式会社パイプライン	42-8622
旭川市	株式会社原田設備工業	0166-73-5260
	丸信衛生工業株式会社	0166-23-2528
	大建工業株式会社	0166-60-5500
	株式会社エーステック	0166-37-1444
	有限会社コンサル舎・とやま	0166-74-4856
	共栄工業株式会社	0166-73-6922
	株式会社弘谷住宅設備	0166-31-1719
滝川市	株式会社道央ハウジング	0125-24-0357
砂川市	オーハン総合設備株式会社	0125-74-6163
羽幌町	北日本設備株式会社	0164-62-3592
沼田町	有限会社松尾住設	0164-35-1672
新十津川町	株式会社日出開発	0125-76-2055

●申請手続き、その他

市への申請手続きは、指定工事店にご相談下さい。
 借受契約は、取扱金融機関との個人契約になりますので、金銭消費貸借証明書・印鑑及び印鑑証明書（借受人・連帯保証人）などが必要となります。
 融資資金は、排水設備指定工事店の口座へ直接振り込まれます。